

図 数字で見る「裁判員制度4年」

|                |           |
|----------------|-----------|
| 裁判員の総数         | ※ 2万9280人 |
| 補充裁判員の総数       | ※ 1万81人   |
| 裁判員候補者の総数      | 42万9202人  |
| 辞退が認められた候補者の総数 | 24万9371人  |
| 平均参加日数         | 5.0日      |
| 平均開廷回数         | 4.1回      |
| 平均評議時間         | ※ 562.6分  |
| 起訴された人数        | 6461人     |
| 判決が言い渡された人数    | ※ 5170人   |
| 死刑             | 17人       |
| 無罪             | 26人       |

出所) 最高裁資料(制度施行から2013年2月まで)  
注) ※は3月末までの数字(死刑は4月末まで)

に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」と言い、裁判員法の策定に関わった委員(裁判官)は、解説書の中で、「(この制度は)現在の刑事裁判が基本的にきちんとして機能しているという評価を前提として導入された」とコメントしています。06年10月に最高裁・法務省・日弁連が全国紙に掲載した全面広告には、「判決や刑罰決定までの過程を体験、理解し、犯罪がどのように起こるのかを考えるきっかけをつくることで、安心して暮

検証報告書によれば、12年5月末まで約3年間の裁判員裁判の新受人員(起訴された被告人の数)は4862人、終局人員(判決を言い渡した被告人の数)は3884人、未済人員(審理中の被告人の数)は978人となっています。07年1月に最高裁がだした『裁判員制度ブックレット』によれば、裁判員裁判

### 裁判員裁判の現状

らせる社会になにが必要かを自分のこととして考える、昨日までとは違う自分になる」と国民に呼びかけています。制度実施から2年半後の11年11月、最高裁大法廷は、裁判員制度を合憲とする判決を言い渡しました。最高裁事務総局は、昨年12月にだされた『裁判員裁判実施状況の検証報告書(「検証報告書」)の中で、「裁判の結果は、総体としてみればこれまでの裁判と極端に異なっていない」と述べています。

の実施前の対象新受事件の数は年間3600~3700人でしたが、じつさいには準備期間中から実施後にかけて年間1500~1600人台に激減した結果、ごく一部の犯罪を除いて新受事件の数は、今や法成立当時の半分以下になっています。にもかかわらず、事件はいつこうにはけていません。司法審の意見書は、「刑事裁判の遅延は国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因」と断じましたが、現在の裁判員裁判の平均審理期間は、以前の刑事裁判のそれより確実に長くなっています。公判前整理手続の期間が長びき、多くの被告人は保釈もされないまま超長期にわたって身柄を拘束され、公判審理の期間も長期化しているのです。その結果、地裁の刑事部の多くが事務に追われ、その負担が一般刑事事件に及び、民事部や家事部の事務処理にも影響が出るなど、きわめて深刻な事態に陥っています。制度の存立を根底から危うくしている

### 裁判員制度と「権力」

知っているようで、じつはあまり知られていない制度はたくさんありますが、その一つが裁判員制度です。まずは歴史としくみを簡単に説明します。

内閣に設置された「司法制度改革審議会(「司法審」)が2001年、小泉内閣にこの制度の採用を答申し、04年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(裁判員法)」が成立しました。その後5年の準備期間を経て、09年5月に施行さ

## 制度開始から4年 裁判員制度は 現にすすむ「改憲」です

裁判員制度は知らない!大運動 呼びかけ人

高山俊吉

れ、今年5月で4年が経過します。

裁判員となった市民は、重大犯罪事件について、20歳以上の者が職業裁判官といつしよに審理し、判決の言い渡しに關与することになります。

裁判は、裁判官3人と裁判員6人で行われ、裁判員は被告人が否認しているか自白しているかに関わりなく参加し、量刑判断にも関わります。その多くは3~5日程度の審理で判決が言い渡され、結論は多数決で出します。

「人を裁きたくない」というのは裁判員になることを辞退する理由にはならず、

被告人は「裁判官だけに裁いてほしい」と言うことができません。また、裁判員候補者が出席しないこと、質問票に虚偽の事実を書いて提出すること、選任手続時に虚偽の陳述をすること、裁判員が職務中に評議の秘密や職務上知り得た秘密を漏らすこと、裁判員を特定できる情報を公にすること、みづからが裁判員やその候補者になっていることを公にすること、などが処罰を伴って禁止されています。

米国などで行われている陪審裁判は、職業裁判官は評議・判決に加わらず、被告人が無罪を主張した場合しか開かれず、陪審員は量刑に関わりません。有罪には全員一致を要し、陪審員の出頭辞退が事実上広範に認められ、被告人は陪審裁判を断ることもできます。審理が長期化することも珍しくありません。裁判員制度とはその仕組みが大きく異なり、制度思想も根本的に異なります。

裁判員法第1条は、「裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法

のは、市民の激しい批判と反発です。

制度施行前からの反発は制度が始まってからも収まらず、「嫌がる人々」は確実に増えています。しかも「絶対にイヤ」という人が増え、名簿記載者のうち選任当日に出頭した人の比率（出頭率）は、1年目40・3％、2年目38・3％、3年目33・5％、4年目30・4％と毎年確実に減り、調査票や質問票を送りつけられた国民の中には「にわか病人」や「にわか怪我人」になる人が出ています。質問票に虚偽の返事を出したり、選任の場でウソを言ったりすると処罰されることもあり、裁判所の調査や質問にウソを言うには「勇気」を要します。裁判員候補者の出頭拒否をめぐる現下の事態は、今や国家と国民の間の激しい対立の様相を呈していると言えるでしょう。

裁判員や補充裁判員を経験した国民の数は、実施約3年間で3万人を超えました。経験者の多くがほんとうによい経験をしたと思っているのなら、参加を喜ぶ

感想や、参加を積極的に呼びかけるアピールがたくさん出てきては良さそうですが、その気配はまるでありません。11年10月に岐阜地裁で行われた裁判員経験者意見交換会では「つらかった体験」がこもこも語られ、話題となりました。今年4月には、福島地裁郡山支部で死刑判決に関わった裁判員が外傷性ストレス障害に罹患したことを理由に、国を相手取って国家賠償請求の訴訟を提起しました。

鹿児島地裁強盗殺人事件（10年12月判決）のように40日にもわたる裁判では、候補者名簿から抽出した450人のうちじっさいに出頭した人は34人（7・6％）、さいたま地裁殺人（12年4月判決）のように100日にわたる裁判では、同330人のうち最後まで残ったのは34人（10・3％）、鳥取地裁強盗殺人（12年12月判決）のように75日にわたる裁判では38人（5・4％）でした。呼び出されてわざわざ裁判所に向くのは、普段から「他人を裁いてみたい」と思っている人

や、裁判に特別な興味を持っている人、処罰の威嚇に抗しきれなかった人など、ある種の「傾向」を持つ人に限られてきているのです。

最高裁はこれまで裁判員候補者の不出頭を処罰したことがありません。処罰を断行すれば、裁判員制度に対する市民の反発は極限まで高まるからです。その一方で現在、「嫌なら行かなければ済む」という空気が世間に広がっています。

### さらなる司法の改悪へ

裁判員制度のねらいは、権力の立場に立って他人を裁くことを通してみずからの中に国家意識を醸成させ、「私を捨ててお国に身を捧げる」ことを第一義と考える人格を形成しようとするにある、と思います。その先に展望するのは、市民の「国家不信」「政府不信」を打ち破り、この国の政府を支持する人間に変わってもらうこと。国の統治のあり方が市

民からきびしく糾弾され、攻撃されるのを回避するために（擬制的に）市民自身に権力の一翼を担わせ、国に抗わない人間に教導する究極の国民動員策です。

06年の教育基本法「改正」時に、安倍首相が「教育基本法の政府案は志ある国民を育てることを目的とする。それは新たな国づくりの基礎をなす」と国会で強調した言葉が思い起こされます。「社会の役に立つことをみずからの目標にしよう」という「心のノート」にも結びつきます。その根底にあるのは、国民を「民衆を裁く者」と「裁かれる者」に分断し対立させ、「裁く者」にはこの国を守るのは自分だと決意させ、社会に害悪をもたらす者はみずからが敢然と始末処分する、といった考え方で身を固めさせようという思想です。

司法改悪は、最近さらに新しい様相を見せています。今年2月、法制審は「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」を了承し、証拠収集手段の多様化と称

して新たな捜査手法の導入を打ち出しました。裁判員制度の導入で検察官の証拠開示が広がり、「取調べの可視化」の方向が被告人に有利に働いているとし、これに見合うように捜査側に新しい証拠収集手段を広範囲に与えようというのです。

第一は、他人の犯罪事実をあきらかにする捜査協力と引き換えに刑の減免や刑事免責などを認める「司法取引」です。第二は、通信傍受の合理化・効率化すなわち「盗聴拡大」です。99年に強い反対運動に言いながら、対象を薬物犯罪に限定し、手続きも修正されて成立した「盗聴法」でしたが、今回、対象犯罪を広げ、すべての通話を立会もなく警察に伝える仕組みに変えようというのです。これには広範に盗聴器の設置を仕掛けることなども含まれています。破綻した裁判員制度は、「第2の刑事司法改革」ともいえるべき新たな司法改悪とつながりつつ、その延命を探ろうとしているのです。



最高裁は、さきの総括報告書で、制度は「比較的順調に運営されてきた」「95％超の裁判員経験者が貴重な体験と言っている」としつつ、「制度を廃止すべきだ」という意見はごく一部にとどまると述べています。平然を装う態度の陰から「制度廃止論」に論及したことにとくに注目すべきです。事態が深刻の極にあることをよく知る最高裁は、廃止論に触れないわけにはいきませんでした。

一方、法務省の「裁判員制度に関する検討会」は、開始から判決言渡しまで長期に及ぶ事件の裁判は裁判官だけで行う方向で検討を始めたといっています。裁判員法の成立以来、各方面から種々の見直し論が出ていますが、長期の裁判員裁判をやめるなどという見直し論はまったくありませんでした。裁判員の出頭拒絶のあまりの多さが「長期裁判を裁判官に戻す」という構想を生み出したのです。大量の出頭拒絶に法務省がいかにか苦しんでいるのがわかります。